



神田 青色だより

一般社団法人
千代田区
TEL(3291)8306
発行責任者 角谷幸男
編集責任者 後藤寧

ホームページ <http://www.kanda-aioro.or.jp/>

令和2年度納税表彰

神田税務署納税表彰

11月19日、神田税務署において納税表彰の授与が行われ、当会から理事の櫻井君徳氏が、税務署長表彰を、青年部副部長 三井幹之氏が、税務署長感謝状を受賞されました。これまでのご貢献に感謝申し上げますとともに心よりお祝い申し上げます。



署長表彰
櫻井君徳氏



署長感謝状
三井幹之氏

固定資産税減免措置 継続運動のご報告

会員の皆様にもご協力を頂いております。小規模宅地等の固定資産税・都市計画税の減免措置につきましては、1年ごとの措置のため、青色申告会では毎年、請願・陳情を行い減免措置の継続運動を行っております。

今年も、東京青色申告会連合会を通

じ、都議会議長へ請願書を提出するとともに、千代田区 石川区長、千代田区議会 小林議長に陳情書を提出いたしました。

また、今年も、東京都予算に対する知事ヒヤリングが、11月6日に開催され、東京青色申告会連合会正副会長及び税制・政策委員会の委員が出席し、小池都知事に小規模宅地等の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を要望いたしました。当会からも、東青連税制委員会の委員として後藤事務局長が出席し要望を行いました。

固定資産税・都市計画税につきましては、千代田区は土地等の評価が高く高額な固定資産税となっております。この減免措置がなくなると、住むことも、個人で事業を行う事も困難な状況になると訴えてまいりました。各議員からはこの状況をご理解いただき、力強い支援のお言葉を頂戴いたしました。



また、会員の皆様にも陳情ハガキを配布し、都議会議員へのハガキ陳情にご協力いただきました。ご協力いただきました議員の皆様、会員の皆様ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援の申請はお済ですか？

緊急支援内容	申請期限
持続化給付金	令和3年1月15日迄
国の家賃支援給付金	令和3年1月15日迄
東京都家賃等支援給付金	令和3年2月15日迄
令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度	令和3年2月1日迄

右記のとおり、緊急支援の申請の受付が迫っていますので、対象となる事業所で、未だ申請されていない方は、期限内に申請してください。

持続化給付金

○支給対象

コロナ感染症の影響により、ひと月

の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

○支給金額

(前年の総売上)×(前年同月比▲50%月の売上×12か月)
最高100万円(個人事業者)

国の家賃支援給付金

○支給対象

①コロナ感染症の影響により、5月～12月で、いずれかの1ヶ月の売上が50%以上減少

②コロナ感染症の影響により、5月～12月で、連続する3か月の売上合計が前年同期比で30%以上減少

○支給金額

①家賃37.5万円以下は支払家賃の3分の2×6(個人事業)

②家賃37.5万円超は、(25万円+37.5万円超の金額の3分の1)×6(最大300万円)

東京都家賃等支援給付金

○対象要件

①国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること

②都内に事業所のある事業所で、都内の土地建物の家賃等の支払いを行っていること

○支給金額

①家賃等の総額(月額)37.5万円

以下

家賃等の総額(月額)×12分の1、最大(月額)3,125万円

②家賃等の総額(月額)37.5万円超、112.5万円以下

3,125万円+(37.5万円超過分の24分の1)

最大給付額(月額)6,25万円

③前期月額給付額×3

令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度

○対象者

令和2年2月～10月までの間で任意の連続3か月の事業収入が一定程度減少した事業所

○対象資産

事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び償却資産税

○軽減額

①30%以上50%未満減少→2分の1軽減

②50%以上減少→全額軽減

源泉所得税納付のご案内

従業員給与や青色事業専従者給与の源泉所得税の納付は、納期の特例(半年に一度の納付)を選択している方は、7月～12月分の源泉所得

税の納付は1月20日(水)までです。必ず期限内に納付をしてください。期限が過ぎると不納付加算税(5%)がかかる場合がありますので、ご注意ください。

※ 7月～12月の源泉税を納付する際、年末調整を行い従業員の納付税額の精算をして納めることが必要です。

年末調整は、給与所得者のいわば確定申告で、扶養家族、社会保険料控除、生命保険料控除の所得控除を計算して、一年間の税額を確定し、預かり源泉税と清算して納付します。(医療費控除、住宅借入金控除(初年度)は、別途確定申告が必要です。)

※ 令和2年の税制改正により、給与所得控除、基礎控除等が変わりました。

○ 給与所得控除の改正

①給与収入が850万円以下の場合、昨年より10万円少なくなります。

②850万円を超えると控除額は195万円となります。

○ 基礎控除の改正

①38万円 ↓ 48万円(合計所得金額2,400万円以下)

②合計所得金額2,400万円超、2,450万円以下 ↓ 32万円

③合計所得金額2,450万円超、2,500万円以下 ↓ 16万円

④合計所得金額2,500万円超、は0円

○ 扶養控除の対象となる扶養親族等の合計所得金額 38万円以下 ↓ 48万円以下

○ 配偶者控除、配偶者特別控除については、本人の所得金額、配偶者の所得金額により変動しますので「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者特別控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」で確認を行ってください。

令和2年分確定申告の相談について

事務局では新型コロナウイルス感染症の対策として、換気の徹底、体温計、消毒液を設置しております。事務局にお越しの際は入り口に設置された消毒液での手指の消毒、マスクの着用にご協力をいただきますようお願いいたします。また、相談でお待ちいただくことがないよう、事前に事務局にご連絡いただき、来訪のご予約をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。発熱、咳などの症状がある場合は、来訪をご遠慮ください。